

令和8年度安芸高田市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

農業従事者の高齢化や担い手不足により、作物作付面積は緩やかに減少している。大型法人などの3ha以上の大規模農家による農地集積状況は46.1%（令和7年度）と少しずつ進んでいるが、条件不利地における不作付解消には至っておらず、耕作放棄地は増加の一途を辿っており、地域・集落によって格差が生じている。また、有害鳥獣による農作物被害も高止まりの状況であり、中山間地域独特の懸念材料を抱える中で、小～中規模農業者の営農意欲の減退が大きな課題となっている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本市の農業は水稻を主要農産物として展開されてきたが、冬期の収入対策として白ねぎや軟弱野菜などの高収益作物による複合経営により所得の確保が図られている。しかし、近年は水稻農業者の高齢化により離農する農業者が増加の傾向にある。

この中でJAが主体となって白ねぎやチンゲンサイ等の農業者の確保と作付面積の拡大を図るため、専門部会により栽培技術の普及を図りながら収益性の向上と品質向上を目指している。今後において、農業者の確保と作付面積の拡大を図ることで産地としての安定的な収量を確保する取組を推進していくことで、新たな市場の開拓・拡大を図っていく方針である。

また、道の駅に併設する産直市に向けて出荷・販売を拡大していく必要があるため、産直市プロジェクト会議を1ヶ月毎に開催し、高収益作物への転換推進を図るための取組を行っていく。

近年の地域の課題として、シカ・イノシシによる高収益作物等への獣害が深刻化しているため、獣害対策の取組を支援し、生産者の生産意欲の向上を図りながら、収益力の向上と生産面積の拡大につながる取組を行っていく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

本市の農業は水稻が主要農産物であり、ほ場条件により水稻の作付が困難な水田については麦、そばを作付し水田を有効に利用しているが、担い手は水田を賃貸借しているため畑地化の取組は進展しづらい。

令和4年度から令和7年度の作付状況を点検し、いずれの年度も高収益作物を作付け・出荷販売をし、かつ令和8年度も引き続き同様の取り組みをしている水田について、畑地化促進事業を活用した取組を支援していく。

また、連作障害回避や水田の有効利用の面から水稻・麦・大豆等の組み合わせによるブロックローテーションも推進していくが、中山間地域である本市では地域によっては水利と排水性の利便性に課題がありブロックローテーションの構築は難しいため、現場検証を行う必要がある。

4 作物ごとの取組方針等

農地中間管理機構を担い手への農用地の集積・集約化を進める中間的な事業体として位置づけ、これにより集積された担い手の生産性向上等への取組や地域振興作物等の生産を支援する。

(1) 主食用米

コシヒカリの低等級田又は大規模水稻農家の作業性の向上のため、安芸高田地区稲作経営者協議会と安芸高田地域法人協議会を中心にあきさかりへの品種誘導を行い、種子生産から販売までの一貫した生産管理で、安全・安心の強化や良食味を前面に出し、有利な販売に取り組む。さらに、スマート農業技術の実証から導入に向けての支援を行い省力化・低コストの栽培体系を構築するため、実証展示ほ場を大規模農家との連携により行い、法人（農家）経営の安定化へつなげる。

(2) 備蓄米

今後の需要動向を勘案しながら対応する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

全農を通じた配合飼料需要が見込める範囲において、管内の施設整備や多収品種の積極的な導入を進めた上で取組推進を行っていく。

イ 米粉用米

パン等の原料として地域の需要に応じた生産を基本に、より安定的な生産・供給を図るため取組を推進していく。

ウ 新市場開拓用米

市内の生産者や需要者等の動向を勘案し、必要に応じて輸出用米等の米の新たな市場開拓についても取り組む。

エ WCS用稲

市内の生産組合や法人と広島県酪農業協同組合との契約体制が確立しており、生産面積を維持・拡大しながら、TMRセンターの需要に対応した取組を推進していく。

オ 加工用米

県内酒造メーカーへの酒造用加工原料の供給への需要が見込めるため、生産・供給の安定を図る。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦・大豆については、実需者との結びつきが強いため、排水整備等適切な条件整備を行い、作付面積の拡大、品質の向上を図る。

飼料作物については、需要者である畜産農家は高齢化等により減少傾向にあるが、需要供給バランスが保てるよう、県等関係機関と協力しつつ、生産体制を整える。

(5) そば、なたね

市内北部地域を中心に、生産者部会を組織して大規模な作付管理を行っており、市外のそば処等へも出荷実績がある。JAのそば検査体制も整備されており、引き続き、市の特産物として生産者の拡大等を通じ、作付面積を拡大する。

(6) 地力増進作物

連作障害の回避、他の作物とのブロックローテーションの構築によるほ場の利用率の向上、地力の増進や災害時における地力の回復等を目的とした地力増進作物の活用を図っていく。地力増進作物はすき込みを前提とし、具体的な作物は広島県農業再生協議会の水田収益力強化ビジョンに位置付けられた作物とする。

(7) 高収益作物

農家の経営安定を図りつつ、消費者から求められている県内産作物を供給する地産地消の推進に取り組む。

ア. キャベツ

生産面においては、排水対策の実施と土壌診断を活用した高 PH 化による根こぶ病対策を行い、収量の確保を目指す。販路としては、JA 全農ひろしま経由の加工向け契約販売を中心に展開を図る。

イ. アスパラガス

土壌診断を活用した施肥指導を徹底し、安定した品質と収量の確保を進め、JA ひろしま等と連携しながら、消費者ニーズに即した有利な販売展開を行う。

ウ. 軟弱野菜(ほうれんそう, こまつな, しゅんぎく, みずな等)

高齢化により生産者が減少しているが、補助事業の活用によって新規就農者を確保し、栽培指導の徹底によって産地の拡大を目指す。

エ. ねぎ

県外取引先の拡大及び県内通年販売を図るために商談会の開催や担い手に対し栽培推進を行い、販売強化を図ると共に、生協の「農産物品質保証システム（生協 GAP）」に取り組むことで、信頼される産地・商品を目指す。

オ. トマト

担い手や新規就農者に対する栽培、経営検討会議の開催や法人経営体における育苗後のハウス活用による少量培地耕栽培の推進を図り、企業的経営体の育成と面積の拡大に努める。販売面では、実需者が求める出荷形態により供給体制を整える。

カ. きく・ぶどう・いちじく

市内直売所等への一定の出荷があり、今後も面積の維持、拡大を図るために、生産者の拡大等を進める。

キ. チンゲンサイ

新規就農者や担い手への栽培誘導や指導を徹底し、安定生産・安定出荷による契約強化に努める。また土壌診断を徹底し土づくりを進める。

ク. その他

当市における直売用施設や学校給食等への供給の果たす役割は大きく、農業者の作付意欲の向上や、それに伴う地域循環の活性化や不作付地の増加防止に寄与していることから、直売用施設や学校給食等への出荷を目的とする野菜等について、生産・販売の拡大を図るために作付けに対する支援を行う。

加えて、地域資源としてハブソウを活用した商品化について、市と JA が連携し加工場や生産量の拡大に努めている。今後、販売面を含めさらに体制を強化する。

5 作物ごとの作付予定面積等 ~ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	2097.9	—	2160.0	—	2200.0	—
備蓄米	0.0	—	0.0	—	0.0	—
飼料用米	2.5	—	3.0	—	30.0	—
米粉用米	2.6	—	3.0	—	1.5	—
新市場開拓用米	0.0	—	0.0	—	0.0	—
WCS用稲	25.6	—	26.0	—	26.0	—
加工用米	38.2	—	35.0	—	50.0	—
麦	60.8	0.0	65.0	0.0	75.0	0.7
大豆	2.3	—	15.0	—	22.0	—
飼料作物	28.3	—	30.0	—	35.0	—
・子実用とうもろこし	0.0	—	0.0	—	0.0	—
そば	22.4	—	25.0	—	30.0	—
なたね	0.0	—	0.0	—	0.0	—
地力増進作物	2.0	—	2.5	—	2.5	—
高収益作物	211.4	8.9	213.6	10.0	197.0	10.0
・野菜	160.6	8.9	157.8	10.0	140.0	10.0
・花き・花木	16.2	—	16.8	—	17.0	—
・果樹	34.6	—	35.0	—	40.0	—
・その他の高収益作物	0.0	—	0.0	—	0.0	—
その他	4.2	—	7.0	—	7.0	—
・ハブソウ他	4.2	—	7.0	—	7.0	—
畑地化	2.2	—	0.0	—	5.0	—

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	キャベツ、アスパラガス、ほうれんそう、ねぎ、わけぎ、トマト、こまつな、チンゲンサイ、しゅんぎく、みずな、きく、ぶどう、いちじく、レモン、きゅうり、なす、たまねぎ、えだまめ（基幹作）	県重点品目推進助成	作付面積	（R7年度）18.6ha	（R8年度）40.0ha
2	ブロッコリー、広島菜、ハブソウ、レタス（基幹作）	地域振興作物助成	作付面積	（R7年度）7.4ha	（R8年度）12.0ha
3	はくさい、さといも、ばれいしょ、だいこん、にんじん、れんこん（基幹作）	地産地消推進拡大助成	作付面積	（R7年度）4.6ha	（R8年度）9.0ha
4	野菜、果樹、花卉、一般作物（基幹作）	直売用作物振興助成	作付面積	（R7年度）8.9ha	（R8年度）19.0ha
5	アスパラガス、ねぎ、トマト、チンゲンサイ、ブロッコリー、広島菜（基幹作）	担い手育成推進品目加算助成	作付面積	（R7年度）8.9ha	（R8年度）25.0ha
6	麦（基幹作）	麦担い手加算	作付面積 1等比率	（R7年度）45.5ha （R7年度）55.5%	（R8年度）65.0ha （R8年度）60%
7	麦、大豆、飼料作物、加工用米、キャベツ、広島菜（二毛作）	戦略作物等二毛作助成	作付面積	（R7年度）8.9ha	（R8年度）10.0ha
8	飼料用米、わら専用稲、飼料作物、粗飼料作物等	耕畜連携助成	作付面積（鶏ふん以外） 作付面積（鶏ふん）	（R7年度）2.5ha （R7年度）0.0ha	（R8年度）15.0ha （R8年度）15.0ha
9	そば（基幹作）	そば担い手加算	作付面積	（R7年度）12.2ha	（R8年度）20.0ha
10	米粉用米	米粉用米担い手加算	作付面積	（R7年度）2.6ha	（R8年度）1.5ha
11	WCS用稲	WCS用稲担い手加算・作付拡大助成	作付面積 増加面積	（R7年度）23.2ha （R7年度）0.4ha	（R8年度）30.0ha （R8年度）2.0ha
12	WCS用稲	広域WCS用稲堆肥投入支援	作付面積	（R7年度）21.9ha	（R8年度）25.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名： 広島県

協議会名： 安芸高田市農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取組要件等 ※4
1	県重点品目推進助成	1	11,000	キャベツ, アスパラガス, ほうれんそう, ねぎ, わけぎ, トマト, こまつな, チンゲンサイ, しゅんぎく, みずな, きく, ぶどう, いちじく, レモン, きゅうり, なす, たまねぎ, えだまめ (基幹作)	作付面積に応じて支援
2	地域振興作物助成	1	15,000	ブロッコリー, 広島菜, ハブソウ, レタス (基幹作)	作付面積に応じて支援
3	地産地消推進拡大助成	1	14,000	はくさい, さといも, ばれいしょ, だいこん, にんじん, れんこん (基幹作)	作付面積に応じて支援
4	直売用作物振興助成	1	4,000	野菜, 果樹, 花卉, 一般作物(基幹作)	作付面積に応じて支援
5	担い手育成推進品目加算助成	1	5,000	アスパラガス, ねぎ, トマト, チンゲンサイ, ブロッコリー, 広島菜 (基幹作)	作付面積に応じて支援(担い手のみ)
6	麦担い手加算	1	4,000	麦 (基幹作)	作付面積に応じて支援(担い手のみ)
7	戦略作物等二毛作助成	2	10,000	麦, 大豆, 飼料作物, 加工用米, キャベツ, 広島菜 (二毛作)	作付面積に応じて支援
8	耕畜連携助成	3	10,000	飼料用米, わら専用稲, 飼料作物, 粗飼料作物等	作付面積に応じて支援(連携の相手方と3年以上の期間で「利用供給協定」を締結すること)
9	そば担い手加算	1	2,000	そば (基幹作)	作付面積に応じて支援(担い手のみ)
10	米粉用米担い手加算	1	9,000	米粉用米	作付面積に応じて支援(担い手のみ)
11	WCS用稲担い手加算・ 作付拡大助成	1	①9,000 ②2,000	WCS用稲	①作付面積に応じて支援(担い手のみ) ②増反または新規で10a以上作付した場合、増加面積に対して助成(担い手のみ)
12	広域WCS用稲堆肥投入支援	1	6,000	WCS用稲	作付面積に応じて支援(県内広域流通用に供する取組で指定TMRセンターの堆肥を散布すること)

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。